

住宅宿泊事業法施行後の状況について

1. 届出について

- (1) 届出状況（令和元年6月14日現在） 90件（受理済）、21件（廃止済）
- (2) 関連相談（届出、事業内容） 延べ約41件（ほとんどが届出の意思あり）
- (3) 苦情（近隣区民等から） 2件

*主な内容：騒音

(4) 届出の概要

○所在地：区内全域にわたり、地域の集中や特定の傾向なし

○事業者：現在のところ法人35件、個人55件

*法人で複数申請は7社（10件申請、5件申請、4件申請 各1社、
3件申請、2件申請 各2社）

*個人で複数申請は9人（4件申請、3件申請 各1人、2件申請 7人）

○建物：共同住宅67件、一戸建て23件

○管理業務委託：27件

2. 今後の予想

平成30年6月15日の住宅宿泊事業法施行より1年が経過し、当初200～300件程度が届け出ると想定していたが、これまでの届け出件数は111件であり、うち21件は既に廃止となっている。想定を下回っている要因には、法律での年間180日の日数制限や条例での用途地域による事業実施の制限などが考えられる。

ただし、現在も新規で住宅宿泊事業を開始したいという問い合わせが寄せられており、また毎月数件の届け出を受理していることから、今後も届け出件数は微増で推移すると予想される。

3. 今後の区の対応

- (1) 区内事業状況の把握と指導（届出および住民等からの情報による）

*未届けの事業者に対しては、届出の指導を行う。悪質な事業者に対しては、警察と連携して対処。

- (2) 区関係部署との連携による指導（建築課、清掃事務所等）

- (3) 警察との連携（情報共有、警察による捜査等）